

それでは、開会時間より前ですが、皆様お揃いになられましたので只今から平成 26 年度第 4 回島根県子ども子育て支援推進会議ひとり親家庭等自立支援部会を開催いたします。

私は進行を務めさせていただきます島根県青少年家庭科母子福祉グループの俵と申します。よろしくお願ひいたします。

まず、開会にあたりまして島根県青少年家庭課の平岡課長からご挨拶申し上げますところですが、本日は所要のため欠席させていただいておりますので、代わりに子ども子育て支援スタッフ渡邊調整監からご挨拶申し上げます。

(渡邊)

失礼いたします。子ども子育て支援スタッフの渡邊でございます。開会にあたりまして一言挨拶申し上げます。本日は部会へのご案内をいたしました所、委員の皆様におかれましてはご多用の中、またお暑い中、ご出席をいただきましてありがとうございます。日頃よりひとり親家庭に対する福祉施策の推進にあたりまして、それぞれのお立場からご協力を賜っていますことにこの場をお借りし重ねて御礼申し上げます。どうもありがとうございます。

さて、厚生労働省が 7 月 15 日に発表いたしました国民生活基礎調査の結果を見ますと、高齢者に比べまして子育て世帯が経済的な〇〇がなされて、世代間格差が浮き彫りになったというようなことございまして、特に母子世帯につきましては貯蓄がない割合が高く生活が苦しいと解答された方々は 80%を超えているというような状況でございます。県が実施をいたしました実態調査におきましても経済面での不安が高い割合を占めているという状況でございます。また、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす 18 歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」というものがございまして、これは 2012 年時点で 16.3%と過去最悪を更新したということも分かっております。その中では、大人ひとりで子どもを育てている世帯の貧困率というものが出ておまして、これが 54.5%にもなっているとされております。このような、深刻化する子どもの貧困問題に対応するために必要な施策をまとめた子どもの貧困対策の対応というものが今月下旬に閣議決定される予定となっております。7 月 12 日の新聞報道によりますと、この大綱案においては、ひとり親家庭等に対して子育て支援と就労の両立支援が盛り込まれるとされております。閣議決定される大綱の詳細な内容やこれらに対応した施策につきましては、8 月末の国における概算要求時点になれば大筋明らかになると思われまので、これらを注してまいりたいと考えております。皆さまご承知のように、国におきましてはひとり親家庭への支援策の強化を目指しまして、母子及び寡婦福祉法が改正されたということでございます。ひとり親家庭への支援体制の充実、あるいは支援施策の周知の強化、あるいは父子家庭への支援拡大というものについて求められているところでございます。本日は島根県のひとり親家庭自立支援計画部分の中身について議論を深めていただければと考えていますので、委員の皆様には、法改正の趣旨等十分踏まえていただきましてご意見を頂戴いただきますよ

うご協力をお願い申し上げまして簡単ではございますが冒頭のご挨拶とさせていただきます。よろしくおねがいたします。

(GL)

続いて、議事に入りたいと思いますが、これより先は島根県子ども子育て支援推進会議ひとり親家庭等自立支援部会の石倉部会長様に進行をお願いしたいと思います。石倉部会長様よろしくお願いいたします。

(部会長)

失礼いたします。前回は欠席いたしまして大変失礼いたしました。第4回目の部会ですが、今年度は初めての開催ということです。今までは、昨年度の実態調査の分析等をメインにお話をしてたんですけども、今回からは実際に具体的に自立支援計画の見直しに踏み込むということで、皆様からご意見を頂戴してそれを基に計画の見直しをするということのようですので、是非、皆さんたくさん意見をいただきたいと思います。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速なんですけども、議事の1次の方のひとり親家庭等自立支援計画の見直しについてということで、資料がたくさんついておりますが事務局の方から説明をお願いいたします。

(GL)

それでは、私、俵の方から資料1について説明させていただきます。まず、説明に先立ちましてお詫び申し上げたいと思うのですが、この度の部会の開催に先立ちまして事前に資料を皆様方にお送りしているんですけど、その時になかなかできていなかったものもございまして本日お配りした資料の中には、まだお目通し頂いていないものもございまして。時間をかけながら見ていただいご審議いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それともう一点ですけど、本日お配りしている資料がたくさんございまして順番に確認いただきたいのですが、資料1という横版がございまして、それから資料2の施策の体系図がございまして、資料3これが本日中心としてご審議いただく内容になるんですけど、そのあとに前回お配りしております、島根県母子世帯寡婦世帯父子世帯実態調査結果、これは以前にご了承頂いたものを再度今回ご審議頂く際の材料としてご用意したものでございます。それから、事前にお送りしたものとほぼ同じものでございますが、参考資料でいわばデータ集、それから最後に国の方の動きということで、参考資料1-2と1-3という資料を付けております。これも、いずれもほぼ皆様方にこれまで会議の中で動きについてはご説明させていただいた内容でございまして、本日改めてこの説明資料についての説明は控えさせていただきまして、できるだけ皆様方に計画の見直しの内容についてご審議いただきたいと思います。途中で何かご不明な点等あればその都度ご説明したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは資料1の方にお戻りいただきまして、島根県ひとり親家庭等自立支援計画の見直

しについて説明させていただきます。まず、今回部会を立ち上げていただきまして皆様方にご審議いただいておりますのは、この資料の一番左端にある旧計画というのがございまして、本日お配りした一番最後につけてあるんですけども平成20年に島根県が策定いたしましたひとり親家庭等自立支援計画というものがございまして、その中では施策の体系として9本の柱が上げられておりました。上から読みますと一番目が相談情報提供機能の充実、2番目が子育て支援策の推進、3番目が養育費の確保に向けた支援の推進、4番目が生活支援の充実、5番目が経済的支援の充実、6番目が就業支援の推進、7番目が就業機会の充実、8番目が関係機関の連携及び地域の協働の推進、そして9番目が人権が尊重される社会の実現ということで9本の柱を掲げてこれまで施策を実施してまいったところでございます。これを今回、旧計画が策定されてから6年目にあたるわけですが、今回子ども子育て支援事業支援計画を作るにあたりまして、このひとり親家庭計画についても見直しを行うということで、昨年度以来ご審議いただいております、その間におきましては先ほど部会長様のご挨拶にもございましたが、ひとり親家庭の実態調査を行ったところです。この調査結果につきましては今まで何度もお目通しいただきましてご意見頂いているところですが、この中のトピックとしていくつかご紹介するとすれば、ひとり親世帯数としては増加をしている、特に母子父子世帯につきましては平成12年度と比べて25年度は1.5倍に増加しているという状況になっているということ、それから、支援策の認知度についてでございますが、経済的支援に対する認知度が高い一方で子育て生活支援や就業支援に対する認知度が低いといったことが現れておりました。次に、年代別に困っていることでございますが、母子家庭父子家庭をトピックとしてここに上げさせていただいておりますが、年代層で悩みが変化しているという状況でございます、母子世帯につきましては20才未満の方々は悩みが非常に多岐にわたっていらっしゃるということ。20代から30代の母子世帯のお母さんは仕事に対する悩みが中心になる、30代から40代については子どもの進学や就職、40代から60代については自分や家族の健康ということで、いろいろ悩みが移り変わっていったんですけど、やはり子どもの年齢、進学ですとか就職ですとか、そういった子どもの状況が変化していくにしたがって親の悩みが変わっていったということが読み取られたところです。

一方父子世帯のところですが、20歳代は仕事、20歳から30歳は子どもの世話、30歳代は再婚、40歳代は子どもの進学と就職ということで、母子世帯のお母さんと比べると、子どもの世話ですとか再婚、また、精神的な寂しさというものがあがってきて、ここは特徴的であったといことでございます。それから、あったら良い、あってよかった公的援助の上位にはどんなものがあつたかということでございますが、母子世帯の方は1番2番3番がいずれも経済的な支援制度です。児童扶養手当だったり、子どもの就学費用助成制度、これは母子寡婦福祉資金などでございますが、そういったものがあげられております。それから医療助成制度で、4番目に技能資格取得講習ですとか助成制度、5番目が仕事病後児の子ども一時預かり、6番目に公営住宅優先入居という形であがっておりました。

一方父子世帯の方ですが、やはり1番目から3番目までは経済的な支援制度でございまして、4番目にあがっていたのが家事育児等の支援員派遣制度、5番目が病気時の食事の宅配制度、6番目が仕事病気時の子ども一時預かりということで、子育てですとか生活支援というところに非常に困っていらっしゃるのかなという状況が見て取れるということです。」それから最後に収入の状況ですが、世帯の主な収入源はいずれもひとり親本人の仕事による収入ということと、世帯収入ひとり親本人との年間の総収入というのは母子寡婦に比べて父子が高いという状況でした。母子寡婦につきましては100万から250万未満の層が一番多く、父子は200万から350万というところで1つの山ができておりましたが、一方で600万以上の方も多いという状況だったと思います。こういった調査結果を見ていただきまして、このひとり親部会においていくつかご意見をいただきましたので、そのところについて説明をさせていただきます。右から2番目をご覧ください。これが5つのテーマに分けて書かせていただきました。まず、相談情報提供という点に関しましては、把握できていない経済的に困っている方に、どのように手を差し伸べていくのが大きな課題であるといったご意見がございました。次に、子育て生活支援の観点では、就業支援以前に働くことができる環境整備が必要であるということと、経済的支援子育て支援の充実が重要であるといったご意見がございました。それから、保育所の優先入所でひとり親家庭の実態把握や保育所でのサポートが可能となるので、そういったひとり親家庭の優先入所を確保するためにも保育士確保方策の検討が必要であるといったご意見がございました。次に、就業支援でございしますが、高等技能訓練の活用から就労、安定収入につながったケースがあるということで、いかに就労に繋げていくのが重要であるといったご意見がございました。それから最終的には自立支援、就労支援が一番である。けれども、支援があることを知ること、利用することが大事であるといったご意見でした。養育費・面会交流につきましては、離婚にあたり養育費や面会交流について話がされていないケースが多いということ、行政が一步踏み込んだ対応をとるとよいのではないかというご意見をいただきました。それから、面会交流という言葉自体がしられていないので、広報活動からはじめる必要があるといったご意見です。専門機関に相談が必要なケースもありまして、費用面への経済的な支援も考えるべきということと、次に、養育費・面会交流は親の権利ではなく子どもの権利であって、そういったことを親の方々に知識・情報を提供して考えて、もらわなければならないといったご意見をいただいております。また、離婚の際、離婚届受理だけでなく養育費・面会交流について面接ができるサービスで親を導いて行ければ良いと思うといったご意見をいただいております。最後に、全体を通してでございしますが、広報・周知に関しましては、母子自立支援員さんを知らない方が多いということで、支援員の相談から就労ですとか貸付制度利用などへ繋げることができる、まさに生活に大きく関係するので広報を行っていくことが重要であるといったご意見を頂いたところです。こういった皆様方でご審議をいただいている中で、今後、島根県のひとり親計画の見直し作っていくにあたりまして、まず踏まえておいていただきたい点がございまして、それが右

側のところに書いてございます。国の方では基本方針というものを定めておまして、これが平成20年度に定められまして、25年3月1日に一部改正されたものでございますが、対象期間が今年度末までということで、国においては、ここに掲げてあります、子育てや生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援の4本柱で施策を展開するというふうに言われております。また、この基本方針に則して都道府県のひとり親家庭自立支援計画については施策の展開を図るように計画を策定するように法律で言われているところでございます。その後でございますが、前回第3回の部会の中で国の方の動きをお示したところなんですが、4本柱で進めるという4本柱の大筋は変わっていないんですが、その中で、少し時代の状況、例えば先ほどの父子家庭でも経済的に収入が低くて困っていらっしゃる方もおられるといったようなことを踏まえまして、少し今後のひとり親家庭の支援施策としてどういうところを強化しなければならないのかということをもとめられたものが、次の部分でございます。1番目に支援体制の充実。これは都道府県ですとか、市、福祉事務所設置町村によります支援措置を計画的・積極的に実施していただくこと、それから2点目でございますが、先ほどの実態調査の結果にもありまして、支援施策の周知・強化を図らなければならないということで、まず1番目に挙げられているのが就業支援の強化、2番目が子育て・生活支援の強化、3番目に施策の周知の強化ということで掲げられております。それから、今年10月1日以降ですが、父子家庭の支援の拡大がなされるということで、法律名称自体が変わりまして今は母子と寡婦だけに許されております福祉資金の貸付を父子家庭にも拡大することがうたわれております。一方で児童扶養手当というのはひとり親家庭の方々にとって大変重要な経済的収入にあたる部分なんですが、これにつきましても従来公的年金との併給制限がございまして、ここの部分について見直しを図ろう12月1日で法改正がなされる予定になっています。前回の現行計画から皆様方にご審議いただいて大筋の方向として、まず国が定めている施策の柱という4本柱につきまして以上のような形でまとめさせていただきました。以上でございます。

(部会長)

ありがとうございました。ただいまの説明の中で、何かご不明なところがありますでしょうか。無いようでしたら、早速なんですけど、本日の内容になりますひとり親家庭等自立支援の推進についてということで実際皆様方のご意見を頂戴したいと思います。

(俵)

すみません。続いて資料2と3を説明させていただきます。

(山根)

失礼します。母子福祉グループ山根といいます。私の方から、資料2、資料3をもとにご説明させていただきます。それを受けて先ほど部会長さんが言われましたが、審議いただきたいと思います。よろしくお願いたします。まず資料2をご覧ください。この資料、親部会であります、島根県子ども・子育て支援会議で審議いただいております支援計画の施

策体系図になっております。以前、この部会でも説明させていただいておりますけれども、各計画は多くの記載事項が重複しておりますので包括的に一体の計画にすることで総合的に施策を推進していこうということで進めているところです。ですので資料2にありますお破界の方の政策体系図をもとにひとり親の方の該当部分を今回肉付けしていただきながら、ひとり親の計画にしていこうということで今回審議いただくということでお願いしております。太枠で大きく囲ってありますけれども、ここの部分がひとり親の大きく該当する部分であります。基本理念Ⅲすべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備の中で基本施策7子どもを守り育てる仕組みづくり、施策としましては、①子どもと家庭の相談体制の強化②児童虐待防止対策の充実強化③社会的養護体制の推進④人権が尊重される社会の実現となっております。基本施策8ということで特に支援が必要な子どもや家庭への対応、施策①ひとり親家庭の自立支援の推進②障がい児への支援の推進というふうになっております。ひとり親というワードも出ておりますが、該当部分を抜き出したのが資料3になっております。資料3をご覧ください。資料3左の方から基本理念、基本施策、施策とありますけれども、これは先ほどご説明させていただきました施策体系図の基本理念Ⅲ、基本施策7とリンクしております。この資料3につきましては、その施策をもとに施策の目的、現状と課題、施策の方向性、主な事業となっております。記載しているものは県が今のところ考えております現状と課題、それから県が実施している事業、一部市町村の方で実施していただいている事業もありますけれども、箇条書きにしてあります。今回委員の皆様にごこの現状と課題と施策の方向性というところをご審議いただき追加記載できるような資料になっております。多くスペースが空いているのはそういう意味でございまして、そこのご審議いただきたいと思っております。資料3の1頁ですけれども基本理念Ⅲの中で、施策①子どもと家庭の相談体制の強化というところからご説明させていただきます。これの施策の目的としましては、子ども達を守るとともに、健やかな成長を保障するために相談体制の充実・強化を図るということです。現状と課題としましては、子どもや家庭に関する問題が複雑化、困難化している中で、子育てと生活支援、就業支援、面会交流・養育費の確保などを含む総合的な支援が必要になっております。ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や施策・取り組みについての情報提供を行う必要があるということです。今年度も含めて県の方で実施している事業が左の方へ書いてありますけれども、母子自立支援員さんによる総合的な相談、これは市町村で実施していただいております。県では島根県母子福祉センターによる各種相談事業を実施しております。施策の③になりますけれども、社会的養護体制の推進というところですが、目的としましては社会的養護体制の室・量の拡充を図るということにしております。現状は、社会的養護を必要とする児童の中で、虐待を受けたり、発達障がい、知的障がい、情緒障がいのある児童の割合は増えてきております。これらの児童の特性に応じた個別のケアが必要となっております。また、DV被害の母子、経済的に困窮している母子などに対しては、児童相談所や婦人相談員等、それと関係機関が連携した支援、母と子が一緒に生活しつつ支援ができ

る母子生活支援施設を粥用した支援を行う必要があります。現在は、先ほどから何度も出てきておりますが、母子自立支援員さんによる総合的な相談であるとか、韓液機関との連携及び利用、それから母子生活支援施設の活用を行っております。施策④ですけれども、人権が保障される社会の実現、すべての子どもの権利が尊重され、健やかな育ちが等しく保障される社会の実現を図るということを目的にしております。児童虐待問題の深刻化、障がいのある子どもへの差別、ひとり親家庭等の子どもに対する偏見や差別等の問題が現在起こっております。ひとり親家庭等を取り巻く地域社会の中で周囲の理解不足による孤立、それから、就職に対する社会の無理解、住宅確保の困難等の問題があるというような状況です。これにつきましては、人権問題解消に向けた啓発の推進をさらに図っていくということがさらに必要になってくると考えております。2頁目をご覧ください。先ほどの資料2にありました、基本施策8①につきましては、ひとり親家庭等の自立支援の推進となっております。こちらのページを今日はたくさんご審議いただきたいと思っております、施策の目的としましては、ひとり親家庭等が安心して暮らすことができるよう、子育て・生活支援策、養育費の確保、経済的支援等、総合的な自立支援を推進するというようにしております。現状と課題としましては、就業、住宅、養育など様々な面で困難抱えるひとり親家庭等の自立を促進していく必要があります。経済的支援中心の支援から、子育てと生活支援、就業支援、面会交流・養育費の確保、経済的支援等を含む総合的な対策へ転換をしていくようになります。実態調査でもありましたとおり、相談窓口や支援策を知らないというようなことが出てまいりましたけれども、知らないために必要な支援が受けられないことがないように周知していく必要もあります。それから、市町村、お集まりの委員の皆様の関係機関等を含め、一層の関係機関との連携が必要になってくると思っております。施策の方向性ですけれども、これは資料①にありましたとおり、国の基本方針に定める基本的な方向性4本柱を載せております。まず上からご説明させていただきますけれども、これは先程から何回も出てきておりますが、県・市町村で行っている主な事業をピックアップしているところです。子育て生活支援につきましては、母子家庭等日常生活支援事業等の実施、母子会さんをお願いして実施しております。それと、母子生活支援施設における生活及び自立支援ということも行っております。2番目に就業支援ですけれども、何回か出ております、母子家庭等就業・自立支援センター事業を母子会さんで実施していただいております、その中では、就業相談であるとか、講習会であるとか実施しております。それと、母子自立支援プログラム策定事業を実施しまして、就業に向けて個別に支援していくということを実施しております。3番目の面会交流・養育費確保支援ですけれども、先程も出ましたセンター事業の中で、養育費相談を設けておりまして、各母子会単位であったり、相談日であったりを利用しながら相談を受けているところです。面会交流につきましては、面会交流・養育費確保に向けた啓発の推進というところが、今後の取り組みになってくるのかなと思っております。経済的支援ですが、母子寡婦福祉資金の貸付を現在行っております。先程も少し出ました、10月1日から父子にも貸付が拡大されるように

なっております。資料の説明は以上ですけれども、今日は委員の皆様にご意見をいただきながら計画に盛り込むためにたくさんの意見、キーワードをいただきたいと思っております、何回も申し上げますが「〇・」が空いております。大変申し訳ありません。このところのキーワードをたくさんいただきたいと思っております。基本施策の体系図に沿って資料を作っておりますので、1頁目2頁目となっておりますが、ひとり親計画の大きな部分になります2頁目の基本施策8①ひとり親家庭等の自立支援の推進というところからご審議いただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

(部会長)

ありがとうございます。只今の説明については、何かご質問等はございませんでしょうか。それでは、先ほどの説明にありました、資料2の中の基本理念3というところが本日のメインで、資料3の方にそれが大きくあげてあるということですのでけれども、先ほど事務局の説明があったように、この紙面をなるべく埋めるように意見をだしていただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

さっそくですが、資料3の2頁目の方の基本施策8の①ひとり親家庭等の自立支援の推進という内容から進めていきたいと思っております。こちらの方で、先程から何回も説明をいただいているのですが、国の基本方針で示されている4本柱を基にということ、右の欄施策の方向性と主な事業というところで、何かこういうのはどうかということとか、現状と課題、何でもいいですのでご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(徳岡委員)

すみません。今までの状況を知りたいので、面会交流養育費確保の次に、母子家庭等自立支援センター事業で、その中で養育費の相談を受けているということなんですが、いつごろから始めて、どんなような成果を上げているのか、大雑把で結構ですのでご報告をお願いします。

(部会長)

この養育費相談ということで、県の委託事業で母子会で受けているんですけども、今数字ははっきりしませんが、平成20年くらいから相談を受け始めていまして、件数的にはそう多くないです。20年からであっていますか？

(山根)

申し訳ありません。20年からというデータを今持っておりませんので、過去3年のデータを資料に載せたつもりでしたが申し訳ありません。手元に持っておりますが、養育費講習会というのが年2回実施しております、参加者として昨年度は60名の参加をいただいております。24年度につきましては、ちょっと少ないですが16名、23年度は

44名の参加をいただいております。だいたいこれくらいの数字で毎年ご参加いただいております。それから、各母子会単位でいろいろな講習会を開いておられましてその中で大体1年間県内2箇所位の母子会さんでこのような養育費相談を実施いただいているところで、そのほかの法律相談でも養育費の関係でもご相談いただきたいということで、何人かご相談されている状況です。

(部会長)

基本的には、電話相談という形で随時受けております。面接も勿論OKなのですが、県内を対象にしていますので、なかなか直接来られるというよりは電話でお聞きしてしまうことが多いです。件数的には年間通して20～30件の間程度なのですが、パンフレットを見たという方が電話をしてこられる。基本的には、やはり内容は養育費の取り決めについてというのがほとんどです。数件、決めていたけど払ってもらえないという話もありますが、それと、よく聞かれるのが「いくらもらえますでしょうか」というような質問が多いです。なので、一番最初の養育費の取り決めについてという内容の相談だと思っています。県内2箇所で養育費について講習会という形で開いておられまして弁護士さんに来ていただいて一時間程度、基本的な話ですが養育費に関する話をしています。対象は一般。いわゆる勉強会です。中には、法律相談で受けられる方もおられます。今後も制度がなくならなければ続ける予定になっております。ただ、学校などに貸付金などと一緒に制度が書いたものを配られることがあるようで、それをいたときに急に2～3人電話があつたりします。基本、面会交流については、相談はうけますが実際に携わるということは難しいと思っています。面会交流については、どうしても難しいというはなしになればFPICをご紹介する形になるかと思えます。基本的な話は相談で受けているんですけど、具体的に何がということになると今の状況で対応はできないかなと思っています。

(徳岡委員)

FPICの場合は、民間施設で有料なんです。これは、無料相談ですよ。当事者が行きやすいように弁護士さんの相談だけじゃなく心理面の相談を受けれるようなシステムがないとお金がない人は全然受けれないということになるので、そういう方法を考えて欲しいと思います。

(部会長)

ありがとうございました。

(石原?)

すみません。最近関わったケースの中で思ったことがあるのでお話をさせていただきたいと思いますが、母子世帯の方で高校に入られる前にご両親が離婚なさって、離婚に至るまで

も家庭内では、ご両親の不安を見たりとか、そういったことで生活環境もなかなか安定しなかったという中でご両親が離婚された。子どもさんはそのまま高校に入られたんですけど、一応高校は頑張っ行って行かれてご卒業はされたんですが、いざ、就職をされるようになって、結局職場に馴染めなかったり、周りとの人間関係もギクシャクしてきたり、なかなか就労に結びつかない子どもさんがおられて、お母さんが相談に来られたんです。その時思ったのは、ひとり親家庭になられると家庭環境が変わるということで、子どもも不安定になられて、家族と一緒に過ごす時間もなくなったりということで、いろんな面で辛い思いをされるということがずっと続くのかなと思ったもので、ひとり親家庭に対してお母さんにももちろん就業とかいう支援も大事なんですけど、併せて子どもさんへの支援が、その時にあれば、例えば学習意欲が低下したならば学習支援とか、何か継続的に誰かが関わってあげたら、こんな相談に来られるようなこともなかったのかなということも感じたもので、子どもさんへの支援を少し考えていかないといけないなと感じました。

(部会長)

ありがとうございます。ほかにご意見はないでしょうか。この資料の方で子育て・生活支援というところが一番最初にあがってきているんですけど、ここに上げてあるのは県の事業ということで、母子家庭等日常生活支援事業等と母子生活支援施設における自立支援ということで2つ上げてあるんですけど、そのほかに県施策ではなくて、市とかで独自にしておられるものとかがもしあれば教えていただくといいかなと思うんですがいかがでしょうか。

先程から、うちの方でいろいろ委託を受けているんですけども日常生活支援事業等というの、これだけではカバーしきれない内容のものがいろいろありまして、例えばファミリーサポートとかと併用しているものもあるんじゃないかと思うんですが、何かその辺どうでしょうか。児玉委員さん。

(児玉委員)

ファミリーサポートセンター事業は一般的に家庭で困られた方が会員になってサポートしますので、ひとり親に限らず、ひとり親の方のご利用も随分あって助かっていらっしゃる方もいますが、国の事業として各市町村で設置されていると思うんですが。別の部分でよろしいですか。ひとり親世帯が増えているという数字が先ほど示されましたけれども、来る前に、最近窓口等でひとり親世帯に関わっていて

困る部分は何だろうと聞いてきましてところ、それが、現状と課題になると思うんですけど、大きく、いろんな制度が充実しておりますので2つあると言うんです。1つには、離婚が決まってすぐの時、お母さんが子どもを引き取るというような場合に、まず、住宅が見つからないという話がありました。ひとり親の女性の収入が200万から300万という低い数字が上がりますけれども、1か月あたりにすると10万だったり15万だったり、僅か

な金額で生活しないといけない中で、住宅費というのが4から5万だったり、そうすると生活費の半分とか3分の1が住宅費で取られてしまうので、なんとかそこが出ないかということのをいつも窓口でやり取りになるんだそうです。公営住宅を勧めるわけですが抽選でなかなか当たらない、そうなりますと4~5万が平均値かわかりませんが、住宅費支援みたいなものがないだろうかという話を1つはして来ました。アパートの空きというのがあると思うんですね。今、あちこちに建っているんですが、新しいところに替わられて、ちょっと古くなると空くという状況も聞きますので、何か住宅政策でできないものかなと、それは市でも考えないといけないことではしょうけれども、ひとつバックに県としての制度があると乗っかりやすいんだらうなと個人的に思った部分でした。それからもう一点は、就業しようと思うと、最初からお仕事を持っているお母さんはいいですけど、離婚をされて生活を成り立たせるために就業しなければならない場合、まず保育所が見つからないということがありました。どこの市町村もそうだと限らないかもしれませんが、求職中である場合、なかなか保育園に入れにくいんですね。就労証明があつて初めて保育所が見つかることがあるので、まあ、どちらが先かといことがあるんですが、出雲市のように少し入所を待っていらっしゃる方が多い中では、大変ここがネックになるんです。そういうところの手立てができないかなということを課題としては、これも同じように市で考えないといけないことではあるのですけれど、何かいい方法はないだろうかというようなことを考えました。いずれにしても、離婚が決まってすぐの時の、先ほどおっしゃる精神的不安定さとともに、生活を成り立たせないといけないその必死さというのが、どういう形でサポートできるか、それが経済的支援であつたり、精神的支援であつたりというようなことになろうかと思えます。出雲市の場合、就学までのところでは幼稚園や保育所に心理士を派遣して子ども達のサポートができる仕組みになっています。小学校に上がりますと、多分スクールヘルパー、SSWの方かな、スクールソーシャルワーカーの方々がかなり子どもさんの精神的サポートをしています。ですが、義務教育が終わった後のことがよくわかりません。今、高校3年間が苦しかったとおっしゃったんですが、そここのところの手立てがあるのかなのか、もしないとすれば課題なのかなという風に思いました。以上です。

(部会長)

ありがとうございました。そのほか何かご意見はございますでしょうか。この、子育て生活支援という項目では、特に他のご意見はございませんか。先ほどのお話で、精神的とか実際に母子家庭になられた直後のサポートが必要じゃないかということだったんですけども、全てが関連してると言ってしまうえばそうなんですが、生活支援と、母子家庭になられてから後というところもあろうかと思うんですが、特になければ次の就業支援というところで、これも生活を成り立たせていくために必要な部分ではないかと思うんですが、こちらの方で何かご意見はございませんでしょうか。今、こちらの事業で母子家庭等就業・自立支援センター事業ということで、いわゆる就業相談と、プログラム策定事業というの

をおこなっているのですけれども、なかなかそれがうまく回っていない部分が昨年度くらいからありまして、今、それを各関連機関で連携を強化していこうというところなんです。こういう就業に関しての今後の方向性といいますか、ご意見はないでしょうか。よければ、上代さんどうでしょうか。

(上代委員)

就業支援の方で当然ハローワークとしては職業紹介、その職業紹介に至るまでの段階で必要があれば訓練の方に指示するといいますか、勧めていくケースがあるんですが、先程から話が出ております離婚直後、住宅が決まらないとか保育所が見つからない、これは実際ハローワークの方でも松江出雲でマザーズコーナーと言いましてひとり親家庭に限ったわけではないんですが、小さいお子さんがいらっしゃる方の就業支援、就業相談というのをやっているんですが、やはりネックになるのが働きたいという気持ちはあるんだけど保育所が見つからないという問題が、現にハローワークの窓口でも起きているというところなので、就業支援の前段階と言いますか、就職への意欲はあるんだけど環境が整っていないということが一番のネックになっているところなので、まずはそこを何とかしないことには次へ進めないのかなあと考えているところです。現在、就業支援の方では、自立支援センター事業であったりとか、プログラム策定事業であったりとか職業相談、訓練、県の方でもっておられる、技能の習得のための給付制度、そういうところはある程度は充実はしているのかなあと考えているところです。やはり、環境面というところが思い当たるところです。

(部会長)

ありがとうございました。今のお話は就労に結びつく前の段階の支援が重要じゃないかということでしたが、何かほかにご意見はございませんでしょうか。どうでしょうか、商工会の土谷委員、何かありましたら。

(土谷委員)

なかなか専門的なことは詳しくないのであれなんです、ちょっと単純なことなんです、こうやって様々なメニューというか支援がたくさんございまして、まず相談窓口があるんですけれども、市町村の窓口例えば相談に来られた時に福祉でいうケアマネージャーのような感じで担当の方がキーになって、施策があるよ、ここはどうでしょうかという風に相談にのられるのか、こういうことはここに行ってくださいという風にされるのか、連携というか相談窓口の強化というか体制というか、その辺は市町村の窓口ではどんな対応をされているのかお聞きしたいですけど。

(児玉委員)

これにつきましては、前回か前々回母子自立支援員という相談員がおりまして、出雲市の場合 4 人いるんですが、お一人お一人の相談にじっくり関わってその方に応じた手立て、こういう制度がありますとか、こういうところに行けば就業の相談にのってもらえるとか、経済的支援では、こういう仕組みがあるので申請してくださいとか、そういうのを全部総合的に母子自立支援員が相談にのるのが、まず第一義的にあります。

(部会長)

ありがとうございます。今、説明にありましたとおり、福祉事務所にひとり親の方が相談に行かれた場合は、直接の窓口としては母子自立支援員が対応し、問題が多岐にわたる方は長いスタンスで対応しておられるということです。これに関して、奥出雲町はどうですか。

(石原委員)

奥出雲町でも同じですけれども、町ですので母子自立支援員は 1 名配置をしております。相談は全て母子自立支援員が受けて、その内容に応じて関係各課に繋ぐということをやっています。相談件数も増えてますので平成 24 年は 50 件あまりだったものが、去年は 90 件位、倍くらいの件数に増加している中でも、母子さんからの相談の方がはるかにというか、父子さんからの相談というのはほんとに数えるくらい、直接父子さんから相談があったのはいないですね。周りの方が聞かれて父子世帯のことを気にされて周りの方からあったというのはあったが、父子さんがどこに相談したらいいのか分かっておられないというのはあるのかと思います。

(俵 GL)

すみません。今日お配りしています資料の中で、カラーの参考資料というのがありますので、今、石原委員さんがお話頂いたことを、少しデータの方をお示ししておりますので、ご紹介したいと思います。3 枚目の上の表をご覧ください。ひとり親家庭の相談件数というのがございまして、今、石原委員さんからご紹介いただきましてように、市町村の福祉事務所におられます母子自立支援員さんのところに寄せられた相談ですとか情報提供件数 2 年分を集めたものです。今、お話がありましたとおり母子が非常に多く、父子の相談は非常に少ないですけど、内容はこのように区分けしておられまして、一番多いのが資金の貸付、それから就労に関する相談、それから養育ですとか教育、児童扶養手当に関する相談、続いて住宅ですとか家庭紛争、家庭紛争の中には配偶者からの暴力もあれば、配偶者以外の親族からの暴力といったものも含まれていると聞いております。それから、健康問題についてなど、非常に幅広い内容についてご相談を受けていらっしゃるということで、この中で解決しているものもたくさんあるというふうに、解決数はこの中に紹介してないんです

が、その都度解決して、また、年度を持ち越して相談に乗っておられるケースもあると聞いているところです。ついでに下のところを見ていただきますと、これは実態調査の結果で既に皆様方にお示したところなのですが、ひとり親家庭が困ったときの相談相手で母子家庭の母、父子家庭の父というのがございまして、特に母子家庭の母はいる方が 75%父子家庭は半分弱ですけど、主に親族、それから知人・隣人、で、職場の方ということで、公的な相談機関への相談というのは若干低いのかな、というところでもっともっと、多分繰り返し繰り返し市町村の母子自立支援員さんのところへ相談に行っておられる方もおられるとおもうんですが、潜在的に知られない方もたくさんいらっしゃるんじゃないかなあと思っております。以上です。

(部会長)

ありがとうございます。何かほかにご意見はございませんでしょうか。では、面会交流・養育費の確保の支援についてなんですけれども、先ほどちょっとお話を頂いたんですが、これについて何かほかの方はご意見ございませんでしょうか。

(俵 GL)

今日、徳岡委員さんの了解をいただきまして「ふぁみりお」という情報紙を皆様方のお手元にお配りしております。家庭問題情報紙ということで徳岡先生が所属していらっしゃるセンターの情報紙ですけども、徳岡先生いかがでございましょうご紹介いただけたらと思いますが。

(徳岡委員)

養育費というのは皆さんはもうスッと理解出来ると思いますが、面会交流という言葉自体も 2 年前に初めて民法改正され法律に載ってきたんですね、それまでは裁判所は面接交渉という難しい言葉を使って、ほとんど知られてなかったんです。だから、面会交流そのものの言葉も分かったような、わからないような、けども、テレビ等で結構父親が「会いたい、会いたい」というニュースがクローズアップ現代とか、割と皆さんが見られるようなところでも取り上げられたりしてきたのが、ここ 2 年ほどまえからなんですね。あとは、ぼつんぼつんとはそういう報道はあったんですけども、ホントにまだまだこれからだなという感じがするし、養育費についても非常にまだ取ってないですよ、この実態調査を見ると、こんだけ経済的なもので困っているのに、といことは結局、すごく厄介、相手とまた話し合うのがね、離婚するだけでももうドロドロですごく疲れている上に、まだやらなきゃいけないかという、もう本当に疲れ果てているところで親から頑張れみたいな、非常に無理がある感じなんですけど、だからそういう意味で、先ほど商工会の方で頂いたように、離婚前に少し熟慮期間みないたものがあるいで、そこで、離婚したあと何を考えないといけないのか、いろんな慰謝料とか財産分与とかではなくて、子どものある親と

しては、離婚してもできることがあるよ、自分たち親としてできることがあるよって、もうちょっと前向きな形で、しんどいじゃなくて、自分だけで頑張らんでもいいよみたいな感じで、もう少し前向きになれるような、そういう風に話をもって一緒に頑張りましょうというのが支援だと思えるので、その支援体制の中に、少し総合的な支援体制を作っていかなければいけないのかなって、その時には住宅、就労から子どものこと、子どもの事の中に養育費とか面会交流も入っているのですが、この3つというのは生きていくためには絶対必要なことなので、そこがすごく連携が必要なところなんですけども、先ほど言われた、働きたい気持ちがあるけど保育所が見つからないと言うけど、私が聞いたところでは、働いているという証明がないと保育所は入れないとか、そういう現実があるので、そこら辺、すごく矛盾だらけですよ。だから、今、これからの社会というのは女性も働いていかなければいけないけれども、その体制作りがまだまだなんだというのが現実だと思うんですが、それを嘆くのは置いておいて、一つでもできることを考えてっていう時に、今、実際にやっている事業を一步でも進めれるように具体的にどうしたらいいかという話し合いをもったらどうなのかなと私は思います。で、実際啓発といっても言葉としてはわかるんですけど、何をどうするのというところがまだまだ話されてないし、母子家庭等就業・自立センター事業というものを、実施事業をやっておられるんですけど、もう少しいろんなところで連携し合ってやっていくと、今やっている方も少し楽になれるかもしれないし、また、こういう方面の情報も入るなという良さもあると思いますので、連携の具体性が重要なかなと思っています。

(部会長)

ありがとうございました。今の件でちょっと、養育費相談を受けている観点から言いますと、確かに養育費というのはかなり認識されてきているという印象は受けます。「養育費は払ってもらわなくちゃ」という意識は大分以前より大きくなってきていると思うんですけど、ただ、現実問題として、実際にそれが可能かどうかというところになると、なかなか難しい状況があるという方が、結構いらっしゃるなという印象は受けます。実際にもらえてないという方は、まず、離婚に至る理由とかもあるとおもうんですけど、先ほど言われた相手との交渉が非常にしたくない、もちろんそういうこともあるとは思いますが、それ以外に、本質的に経済的理由とかですね、なかなか実際に払ってもらいたくても払ってもらえない状況があると感じています。面会交流については、最近は大分そういう情報というかもっておられる方もいらっしゃるなという印象はありますが、中にはですね、これと養育費と結びいけて、養育費もらってるのに面会交流がまるで条件というようなことを言われたという相談もちらほら出てきているなということもあります。確かに子どもさんにとってどちらも大切なことだとは思いますが、お母さんの精神面と言いますか、そちらを考えるとある意味非常に「やっとな離婚したのに」という精神的な負担というのは全くないのではないかなという印象は受けております。先ほど言っていました連携等

ということがありますので、それは重要なことだとは思いますが、基本的には母子自立支援員さんは、それぞれの機関につないでいると思いますし、大元のところでは連携ができるようにある程度体制づくりはできているんじゃないかなという風には認識していますが、もっとそれを推し進めてというところはあるかと思えます。なかなか面会交流というのは大切なことかとは思いますが、まだまだこれからだなという印象を受けております。何かほかにもみなさんご意見ございましたらお願いします。

では、この中で一番最後に上げてあるんですけど、一番大きな問題かと思うんですが経済的支援、一応今これは母子寡婦福祉資金の貸付金のみがここには掲載されているんですけど、そのほかにもこういう経済的支援について何かご意見がありましたらお願いいたします。ひとり親家庭の方だけが対象というわけではないかもしれませんが、社会福祉協議会でもいろいろな支援をしておられるかと思うんですけども、何か黒崎委員の方からお願いします。

(黒崎委員)

私どものところでは生活困窮者というくくりですので、そこの中では母子家庭の中で生活困窮者の世帯は入ってくると思いますし、あと、社会的孤立、これは生活困窮者の中の一つ、経済的孤立と社会的孤立という部分でも父子家庭のお父さんが相談する先がないとかいう部分でも入ってきたりするのではないのかなと思います。先ほど、商工会の土谷委員さんがおっしゃられた、まず一つ、相談に来られて他機関に紹介される部分で言うと、今、私どもが進めてます、というよりも国が来年度4月から実施する、生活困窮者の自立支援制度では、生活困窮者に対しての包括的・継続的な支援ということで、その方が相談に来られたら、その方の課題を洗い出して、というか利用者さんと一緒に認知して、その課題を1つずつ一緒に整理していくということをやっています。私共、特に松江市で活動しているので松江市の母子自立支援員さんからリファあった分をひとつ紹介すると、30代の女性の方で就学前の子供さんが2人おられて、飲食店、夜のお勤めをしておられたんですけども、その寮に入っておられたんですけど、仕事をやめざるを得なくなったと、その時点で私共にご相談があって住居喪失状態でご相談があったので、面接の中でも生活力がやや乏しいということで、私共では松江市にはシェルターがありますので、シェルターに入っていて、その後、保証人なしのアパートを確保、生活保護受給申請、これはみな同行です、家具住器等買物支援、入居アパートの電気ガス水道の利用依頼代行、引越しの手伝い、保育所入所に伴う支援、これも保育所との面接同行、書類整備支援、子どもさんが健康状態があまりよくなかったんで、保健師さんとも相談しながらでしたが小児科受診同行、小学校に入学するお子さんがおられたので、小学校入学に向けての支援、物品購入とかですね、最後に小学校入学式にも同行して、ハローワークでの就労支援に関しての同行、そういったことを相談員と一緒にやってきました。というようなケースや、別のケースでも失業給付が受けられる状態なのに、その認定日に行かない、行けないんですね、

とか、住宅給付が受けられる状態なのに行けない、一人では行けないんですね、行かないといけないことは分かっている一人で行けないという方がおられて、そういう方の場合には一緒に行っているという支援をしているところです。こういった支援が来年の4月から各福祉事務所で実施される、内容的にみんながこういう質というかは上下すると思いますが、そういうものがされていくということで情報としてお話をさせていただきたいということと、あと、経済的な支援の部分では生活福祉資金、福祉の貸付をやってまして、こちらにも母子寡婦福祉資金の借入れをされる予定の方も来られて、どうしても母子寡婦福祉資金はいろいろと厳しい部分があるようで、柔軟な対応というところが、私共は実施主体が私共ですから、もちろん国と県のお金は入ってますが運用面では結構自由にできるので入学前から資金を交付したり、そういったところでの柔軟な対応をしております。一時は親子で借りられるように、保証人は必要としないとした時には、貸付のうちの4割位が母子世帯までなったんですけど、今はちょっと落ち着いている状態かなと思っております。母子寡婦福祉資金で借りられない方がこちらに流れてきてという状況になっているところです。

あと、情報提供というところで、自治体では母子自立支援員さんは、大体事務所におられて相談を受ける、何かそれ以外のところで、何か最近よくアウトリーチという言葉が出来ますけれども、何か出前の、そういったものとか、母子さんが来られるような場に出かけていかれるとかどうなんでしょうか。

(児玉委員)

場合に応じて出かけていくこともするんですけど、どちらかといいますと個々の対応ですね、出かけていくにしてもこの方に対してという形で、広く周知というのは広報であったり行政の仕事かなという風に思います。

すいません、今のお話を受けてですが私も1点漏らしておりましたけれども、住宅のことで、住宅費支援ができないかなと思ったんですが、もう一点は保証人の問題がありまして、今は保証人の必要ない住宅があるんですね、それが無いことはないと思うんですけど少ない、民間のアパート等で保証人がいる部分がネックになる。それが何か手立てができないか、課題として申し上げますので、何か事業に結びつくといいなと思っております。

(黒崎委員)

実は、私共、24年の12月から私共の自主財源で入居債務保証のモデル事業を実施しております。これは先ほど申し上げた生活困窮者に対しての支援をしているパーソナルサポートセンター利用者さんに限ったことなんですけど、継続的に家賃は支払えるけれども保証人がいない、継続的に家賃が支払えるというのは生活保護でもいい、どちらかということその仕組み自体は生活保護を想定した仕組みであります。とりあえずモデル事業は松江だけでやってまして、昨年度は25件くらいの保証をさせていただいております、一方で県

の方に政策提言という形で、この入居債務保証についてはトラブルがあった時には保証しなければいけない、その保証分を私共が自主財源として予算化してたんですけども、全県的な展開をした時には、私共の財源ではできるものではない、県にお願いをして今年度県から補助金をいただいて全件的な展開をしていこうということで、今、市町村社協さんに働きかけをしているところです。社協さんの方で手を上げられれば、県からいただいた保証金を基金として積み立てていますので、それを元に保証になっていただいて、とは言いながらそういう、おそらく出雲市では民間の賃貸住宅があると思うんですね。じゃあそれが奥出雲町でできるかという民間の賃貸住宅がなかなかなかったりするので、全県的と言いつつも都市部が中心になると思うんですが、そういうものやってくようになります。一方で、私共だけが一生懸命やってもどうしようもなくって、松江市でやる時には宅建業協会にご協力いただいております。ですから宅建業協会がある松江出雲浜田益田あたりでは実施は可能じゃないのかなという風には思います。浜田が去年の11月位からスタートしています。今は、これが何とか公営住宅にまで波及しないのかなということで検討しているところで、といっても県の方へ働きかけるしかないんですけど、そうしていくかと考えております。

(部会長)

ありがとうございます。保証人の問題は、いろいろなところで影響があるのではないかなと思うんですけども、住宅の方ではいろいろ対策を考えていただいているようなんですが、これがもっと進んでいけば母子家庭になってすぐの方とか助かる方も多いんじゃないかなとお観ます。ほかにご意見がないようでしたら、資料3の1頁目に戻りまして、こちらの方の、基本理念Ⅲの全ての子どもの健やかな育ちが等しく保証される社会という大きなくりの中にはなるんですけども、資料3の1頁に関連してご意見をいただきたいと思っております。ことらの施策の方向性、主な事業というところを見ていただくと、先程から既にお話に出ている内容ではあるんですが、この辺で何かお気づきのことがあれば是非ご意見をいただきたいと思っております。どなたかございませんでしょうか。子どもと家庭の相談体制の強化というところではあるんですが、内容的には先程から課題を言っていただいたという感じはするんですけども、今後の方向性として、何かこういうのはどうかとか、こういう風にしてはどうかという意見があるといいんですけども何かございませんでしょうか。

(石原委員)

先ほどの就業支援でお話することだったかもしれないんですが、ひとり親の場合、近くに頼れる親族がいらっしゃらない場合は、子どもさんが病気だったりということがあると、なかなかすぐ仕事を休んで子どもさんの面倒を見る、病院に連れて行くというようなことで欠勤がおおくなったということで、休めば仕事に差し支えるし雇用主さんとの信頼関係も得難いところで、責任ある仕事にも就けないし仕事をして集中できないしとおっしゃ

るんですが、例えば事業主さんへの働き掛けみたいところが施策であればいいなと思うんですけどもどうでしょうか。

(部会長)

ありがとうございます。今の就業に関しての話なんですけど、前に戻ると思うんですけど、うちの自立支援センターで、母子自立支援プログラム策定事業というのをしております、そちらで相談を受けた方、そういった方に限ってにはなるんですけど、就職をするために一緒になって、どういう仕事がいいイカ具体的に探したりということをもとに一緒にやっているとありますが、そういう場合に事業主の方に就業相談員が、母子家庭でこういう働き方をしたい、ちょっと言い方は悪いかもかもしれませんが、例えば、時間的なものとか、何かあったときの対応とか、あらかじめご相談をしてそれで就職に結びつけるということも実際にやっています。ただ、件数的にはそんなに多くはできないし、企業の方とお話をして、そういうことでもお受けできますということになれば、その辺は考慮していただいて就職に結びつけるということは、実際にやっております。上代さん、ハローワークとしてはどうでしょう。

(上代委員)

ハローワークの方では母子家庭のお母さんの方が主になってくるんですけども、まずは母子家庭の母であるということを開示して、事業主さんの方に面接の依頼であるとか採用をしていただく方向で話を進めていくようにしております。国の助成金制度として、特定求職者雇用開発助成金といいまして、就職困難者をハローワークだけではないんですが、ハローワークの紹介で面接をして採用した場合に、一定の要件を満たしているという要件は必要になってくるんですけど、事業主さんに対して賃金支払った分の一部を助成しましょうという制度があります。その中の就職困難者として、母子家庭の母と父子家庭の父というのも対象労働者として含まれております。その助成金の支給対象となるには、事業主さんに対しては本人さんが開示していいですよと、就職してから事業主さんに対して説明をしますと、例えば「年末調整を受けるとか書類を出すときに必要があれば自分から言います」と言われるとその助成制度は事業主さん受けられないんです。最初から、母子家庭の母である、就職して例えば子どもさんの関係で休むことがある、そうした分も理解していただいた上で採用していただく、助成金制度とかなないと「うちは休んでもらったら困るんです」と言われるところには、何とか助成金制度があるので採用方向で検討してもらえないか、材料として助成金制度をうまく利用していくということをハローワークではしております。ハローワークで相談をされれば、事業主さんの方に向けて、指導というわけにはいかないんで、お願いということで話を進めることはできると、ハローワークを通されない方、開示をしない方になってくると、そこまで踏み込んだお願いとかができていないということが現状です。

(部会長)

ありがとうございました。商工会の土谷委員、そういうことに関連してなにかございせんか。

(土谷委員)

これは企業それぞれでございまして、大企業であれば規約規定とかがあるところもありますし、小さな会社ですと、そのところでされるというのがありますので、なかなか一概に言えないんですけど企業それぞれでございまして。介護とか育児ということであれば最近いろいろな法律ができたりして、休み易いようになってはいますが、今の母子関係であるとか、今日の課題に出ているようなケースだとなかなか今のところ簡単に採れないような状況かなというところではあります。

(部会長)

ありがとうございました。では、何かほかにご意見ございせんでしょうか。相談体制の強化というところはいろいろな問題点としてきていただいたかと思いますが、社会的養護体制の推進というところなんですけど、これもかなり関連した内容ではあります。

(俵 GL)

すみません。社会的養護という言葉ですとか、母子生活支援施設という言葉をご存知ない方もいらっしゃると思いますので、ちょっと事務局の方から事前に補足説明をさせていただきたいと思います。先ほど見ていただきました参考資料の4頁目をご覧ください。4枚めくったところをご覧ください。4枚目ですね、すみません。施策③社会的養護体制の推進と書いたものの下のところなんですけど、養育に不安を抱える母子や、見守りが必要な母子の方々への支援をどのようにやっていくかということで、こちらの方で把握しているデータを少しご用意いたしました。まず1点目なんですけど、県内のDV被害者数、同伴児童を含まない数ということなので、単身の方も入っているということですが、あきまでこれ表面化した被害者数ということで24年度の保護人数が45名、25年度が40名、うち、夫の暴力を主訴とするものは24年度は31名、25年度は24名ということです。それから、県の女性相談センターに寄せられた女性相談件数は24年が4171件、うち、夫の暴力を主訴とするものが571件、25年は3683件で、うち、夫の暴力を主訴とするものは485件というような状態です。それから、これは先程もご紹介したんですが母子自立支援員さんのところに寄せられた相談のうちで、配偶者等の暴力が24年が123件、25年が94件、それから児童虐待に関する相談が24年は80件、25年は96件ということでございました。また一枚めくってご覧いただきたいんですが、母子生活支援施設というものがございまして、まず下の方の表からご説明したいと思います。全国に260施設ございまして、児童福祉法

38条に基づいて設置されている「児童福祉施設等」というものにあたる施設でございます。どんなことをしてる施設かと言いますと、母子家庭のお母さん、あるいは、これに準ずる事情にある方とその監護すべき児童、ですから母子ですね、母子を一体型で入所受け入れをして生活の支援をしていく施設ということです。目指すところは、様々な困難を抱える母と子が安全安心な環境の中で生活して、世帯の自立を目際していくということで、先ほどの繰り返しになりますが、母親と子どもが伴に入所するというので、県内には島根東光学園というのが松江市にございまして、そこが唯一の施設ということになっております。で、こういった施設、まだまだ住民の方に知られていなくて、当然知られていないんですが、市町村の福祉事務所にいろんなことで相談に来られた時に例えばDV被害を受けた方であったり、経済的に困窮していて先ほど住居の不安のこともございましたが、家賃を払えないといった場合、あるいは虐待とまで言わないけれど、子育てがうまくいかないなどの悩みを抱えていらっしゃる方を入所いただくと、専属の職員がおられましてあらゆる面での支援を24時間で対応しておられるというものです。定員は20世帯でございますが、近年、入所世帯数が減っているということです。全国の都道府県1箇所以上置かれている施設なんですけども、上の方に戻っていただきまして、こういった施設に必要とされている支援機能というのが全国ではまず一番高かったものが、夫からの武力による母子への心身の影響、それから、安定した就労先の確保、それから、やはり被虐待児の方が多いので、子どもの情緒・心理面での課題への対応、それから、母子関係の調整ですとか子育ての技術の不足、あるいは、母親による児童虐待、これは身体的も精神的もネグレクト等全て含むんですが、こういった困難を抱えていらっしゃる母子の方々に支援をすることが望まれているという状況でございます。参考までに以上でございます。

(部会長)

ありがとうございます。では、このところで何かご意見はございませんでしょうか。子どもさんの発達障害等児童に対応したところがあると思うんですけど、DV被害等ですね、こういうことで何か福祉事務所等でご相談に関わっておられるとか何かありますでしょうか。

(児玉委員)

これは、言葉で書いてある以上に本当に現実的にかなりの数がこれに該当する状況があるんですけども、今までの支援計画をめぐってございましたら基本目標の子育て支援策の推進のところには保育所の関係が乗っております、これと連動するものがあるなど比べてたんですが、今保育所の入所の問題が、母子家庭でなかなかどっちが先かという問題があったわけですけど、保育所優先入所の推進という部分にこれは該当するかなと思ったんですが、出雲市でも優先入所の手立てはとっております。たまたま、少し入れない子どもさんが多すぎる関係で、全ての保育所で受け入れできないので、何箇所か出来るんですがその

方の住所から遠かったりすると入れない状況があったりするのですが、これすごく大事ななと思ってみておりましたが、保育所での発達障害の関わりとか情緒障害の子どもさんの受け入れの関わりとかの担う役割というものは大変大きいものがあると認識しております、保育所だけではないんですけれども、今、出雲市では幼稚園でもこの類のものを進めようとしているのですが、保育所にしても幼稚園にしても就学前の子どもさんが日常的に過ごす施設、そこでのこういう関わりの強化と言いましょうか、そういうことはすごく大事なことかなと、市の立場から言いますと専門家が必要ですので、そういうことに対する後ろ盾が県の方でいただけないかなというような気がしております。それから、保育所等における多様な保育サービスの充実という部分で、先ほど出ておりましたファミリーサポートセンターであったり、病気の時の、奥出雲町石原委員さんがおっしゃるような、おそらく病時病後児保育であるとか、出雲市の場合、多少大きい自治体であることで、これ全部あるんですけど、ただ、利用料が母子世帯にとっては高いんです。ですのでファミリーサポートセンターにしても、個別に利用料のやり取りをなさいますので、短時間であれば利用できるにせよ、長時間では厳しいかなというような、この部分については経済的な面が利用できる人とできない人があるかなという感じがしております。子育て短期については、ひとり親家庭の方は経済的支援も出雲市の場合には行っております。ここが結構、社会的養護といいますか虐待と言いましょうか、そういう恐れのある方が、二つ目の○になるんですかね、そういう恐れのある方がご自身が、ちょっと自分で自信がないので利用したいと言われる場合利用できるような場所として設置しています。ですから、ここに書いてある保育所であったり子育て短期支援事業であったり、こういうところは発達障害であったり DV とか虐待であったり、そういうことの具体的なものに対応できるような施設になるのかなと、それに対してはきちんと手立てをしていかないといけないというようなことで、できり限りのことは市としては取り組んでいるという状況がありますが、それに県の後ろ盾がいただきたいなというところがございます。以上です。

(部会長)

ありがとうございました。今、保育所関連の話がでたんですが、奥出雲の方ではどうでしょうか。

(石原委員)

すみません。保育所については子育て支援課が担当しているもので私の方ではわかりにくいんですが、奥出雲町では虐待に対しては要保護児童地域対策協議会という虐待の事務局を福祉事務所の方で持っていますので、そういう虐待のケースがあるということで通報があった時には学校、教育委員会、子育て支援課、保健師、民生児童委員達とすぐに情報共有の会議を開いて、どう支援していくかということは常に行っています。

(部会長)

ありがとうございました。保育所の待機児童といいますか、入所の話はずっとでているかと思うのですが、相対的な数の不足とかなかなか一変には解消できないと思うんですが、先ほどの就業にするためにどっちが先か、就職が先か保育所が先かというお話が出ていましたが、私の記憶の中では松江市の場合はいわゆる、約束書、就職をしますという約束書で申し込みの受付を済ましていると思います。

(児玉委員)

それはあるんです。ありますけれど、いわゆる求職中ということで受けてはするんですが、全部満杯ですと受付まではするんですが、そこで入れる保育所が少ないということです。相対的な数の問題は新制度の中で調整をし始めているところですので、なかなか一気にには進んでいるという状況です。

(部会長)

ありがとうございました。

何かほかに関心に関して意見はございませんでしょうか。

(渡邊調整監)

先ほどの、保育所の優先入所とかあるいは求職中のことについてとかですけれども、お手元の資料の参考資料1-2ということでお配りしておりますけれど、ひとり親家庭施策のあり方の見直しというところなんです。この中にもいろいろと触れられているんですけども、一枚表紙めくってもらって3頁目になるんですが、子育て支援のところ、子ども・子育て支援法に基づく新制度上の保育所の優先利用などのひとり親家庭への配慮の確保ということで、これはですね既に現在のシステム上でも既に優先利用はあるけれど、そういったことを優先利用しなさいよということを新たな制度、先ほど児玉委員さんもおっしゃいましたけど、そういったものが設けられているということでございます。それと、この最後の頁を見てもらいますと、絵が描いてあって右のところ、就業支援、二つ目の枠囲いのところ、子育て・生活支援のところ、就職活動等の際の保育サービス、これ拡充となります。これというのが、もう既に松江市もしておられる、出雲市も求職活動中ですよということでおられるんですが、従来国の基準の中にはそういったのが明確にされておりましたので、新制の中では、求職中ということで、この方でも保育所に入れますよと明確に位置づけがされております。それからあとですね、就学ということ、これがですね職業訓練等における職業訓練も含むということになっておりますので、こういったところも明確化をされております。そういった意味でここが拡充といったことになっている、それと、あと保育所の優先入所というのは従来からあるよということで、この意味はそういったことが込められているよということでご紹介をさせていただきます。

(部会長)

ありがとうございました。そうしますと、資料3の④人権がほしょうされる社会の実現という施策の中で何かご意見がございますでしょうか。ここに書いてあります、児童虐待問題の深刻化、障がいのある子どもへの差別、ひとり親家庭等の子どもに対する偏見や差別等の問題という風にかいてありますが、具体的にやはりこういうのは何か感じられることはありますでしょうか。最近では、学校によってはひとり親家庭の子どもさんの割合もかなり多いと聴いたりしますので、偏見や差別というのが実際どの程度あるのかなという気はしますが、全くないということもないのかもしれませんが、なかなか表に出てこないとかあまり感じられない部分があるんですけど、何かその辺ありますでしょうか。これについて特にご意見はございませんか。人権問題は、これに限らず県の方では啓発の推進ということでいろいろしておられると思いますので、その中に含まれる部分のあるかなと思います。

本日この資料3の2枚の中の具体的今後の計画に向けてみなさんのご意見を頂いて今後の計画推進に向けてというところだったんですけども、何かほかにご意見がありましたら。

(俵 GL)

すみません。それでは事務局の方から情報提供させていただきたいと思うんですが、先ほど見ていただいた参考資料1-2の一番最後のページをご覧ください。国の方が今年の2月下旬に全国道府県の主管課長会議を開催された時に配られた資料なんですけれども、これ今国の方で、いろんなひとり親家庭の支援メニューはあるんだけどもうまく繋げていないとか、知られていないといった課題がある中で、今後どういうふうに総合的に展開していくかというのが図として表されたものなんですけども、いろいろなことで悩んでおられる方がまずは市町村の福祉事務所の方にいらっしゃって、さきほどから何回もお名前出ていますが母子自立支援員さんのところにそうだんに来られると、ここに新たに就業支援専門員という方を配置をして、いろんなメニューございますので、それぞれ個々のひとり親家庭の抱えている課題に対して適切な支援メニューを組み合わせ提供していくということをモデル的に進めていただきたいと国が考えておられるものです。この先、就業支援ですとか子育て生活支援、子どもへの支援、今回、子どもへの支援も入ってきたものですが、養育費の確保、経済的支援ということで繋げていくためには、母子自立支援員さんのところで全てを裁くということは難しいと思いますので、やはり受けたときに、受け取ってくれるところがないと悩みを受けても解決に繋がっていけないという問題があると思うんです。そういった意味で、是非とも相談窓口としては聞くんだけど、その先、関係機関としてどういう連携のあり方が望ましいということがあれば、せつかく今、専門機関の方お越しいただいてますので、ご自分たちのところでは、どんなことを担っていますとか、あるいは市町村福祉事務所、市町村の立場としてどんなふうに関わっていただきたいというこ

とがありましたら是非ともここでご意見いただけたらと思うんですが、よろしく願いいたします。

(部会長)

ありがとうございました。何かありましたらお願いいたします。ことらの図の中では拡充ということで既にある支援を充実させるという書き方がしてあるんですけども、何か具体的にどういうものがあればいいかなという意見があればお願いしたいと思うんですが。

(俵 GL)

事務局からで申し訳ありません。先程もご意見の中で頂いたんですけども、就業支援の中で4番目の○にハローワーク等との定期的な連絡や同行支援などというのがあって、実際に巡回相談とかいろんな形でしていただいていることが、もしご紹介いただけたらと思うんですが。

(上代委員)

巡回相談でございますが、前回でしか、現在、生活受給者等就労自立促進事業という事業をやっております、主は生活保護受給者で「等」の中に含まれるのが、児童扶養手当受給者であったり、住宅支援給付受給者、広く生活困窮者の就職をして自立をしていただく、それを促進する事業ということで展開しているわけなんです、現在、松江のハローワークは福祉事務所へ週2回巡回相談という形で出かけております。ハローワーク出雲の方は、出雲市へ週1、あと月1のところはハローワーク浜田、ハローワーク益田、あとは福祉事務所の要請に応じて巡回相談をしている状況です。実際、巡回相談に行く際には、あてもなくということではなく、福祉事務所のご協力が必要になってくるんですが、巡回相談をしますとなったときに生活保護受給者の方々に声かけしていただいて、いわゆる予約相談的なものやっております。その中で、予約相談を主とはしてるんですが、突発的なといいますか、たまたま福祉事務所へ生活保護の受給に関する相談にお見えになられた方があれば、その方もまずは職業相談をという形で誘導していただくというようなこともハローワークと福祉事務所と連携をしてといいますか、そういうお約束な中で動いているというのが現状です。

(部会長)

ありがとうございました。

本日、いろいろご意見をいただきましたので、県におかれましては意見を踏まえた上で計画策定ということで、策定する計画の中に盛り込んでいただくことになるかと思えます。よろしく願いいたします。

次に、議事の(2)その他について事務局からご説明をお願いいたします。

(俵 GL)

擬似のその他についてご説明いたします。次回開催時期についてでございますが、冒頭の挨拶にもございましたように国の概算要求ですとか子どもの貧困対策大綱の進捗状況を待って調整をさせていただきたいと思っておりますので、残念ながら現段階ではいつごろですとお示しすることが非常に難しい状態でございます。

(部会長)

そうしますと次回、何らかの計画案が示されるということでしょうか。

(俵 GL)

今、委員の皆様からいただきましたキーワード、ご意見をもとに計画案を次回にはお示ししたいと思っております。

(部会長)

計画案を示していただけるということなんですけども、時期がかなり先になるというような形なんですけど、今回せっきやく専門分野の方に集まっていますので、この計画案を策定していただく時に一部の委員の方にも一緒に加わって頂いてはどうかと思うんですけどもいかがでしょうか。県の事務局の方で計画案を策定ということにはなると思うんですけど、今回の場合、せっきやく現場の方に集まっていますということもありますので、先ほどの意見を踏まえた上での策定ではあるんですけど、全員というわけにはいきませんが、一部の委員の方にも加わっていただけるといいのではないだろうかとおもうんですけど、皆さんどうでしょうか。

よければ私の方から、何人か推薦させていただいて一緒に策定に参加させていただいたらと思うんですけど、どうでしょうか。みなさんお忙しいかと思うんですけどどうですかね。賛同いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

こういう事業に関しては、市町村の方もそれぞれ計画をされるかと思うんですけど、県の事業と市町村の事業と調整連携という面もあるかと思っておりますので、できれば市町村の方も一緒に加わっていただいた方が策定もスムーズに行くのではないかと思うんですけども、児玉委員と石原委員いかがでしょうか。お忙しいとは思いますが、よろしいでしょうか。じゃあ、お二方と私も一緒に加わってしたいかと思うんですけど、みなさん同意をいただけますでしょうか。

それでは、事務局の方、こういう方向でどうでしょうか。

(俵 GL)

部会長さんご提案いただきましてありがとうございます。今、お話いただきましたように、

実は市町村の方でも子ども子育て計画を作られますし、私共、県計画を作りますが、いずれも予算の裏付けと言いましょか、そういったものがないままでは計画を策定することができないということがございますので、調整をさせていただくということでもよろしくお願ひしたいと思います。なお、この部会につきましては7名の委員さんにお出かけいただいておりますので、さらに絞ったワーキンググループということではなくて、今回いただいたご意見をもとに、少しすり合わせをしながら進めさせていただくということにしてご協力をいただけたらと思っております。よろしくお願ひいたします。

(部会長)

ありがとうございます。では、児玉委員さんと石原委員さんとよろしくお願ひいたします。進め方については、また事務局の方と相談いたしまして後日連絡という形をとらせていただきたいと思います。本日、いろいろな意見をいただきましてありがとうございます。今日いただいたご意見は勿論なんですけれども、まだ追加意見等ございましたら、まだまだ日にちがありますので8月いっぱいくらいまでのところで事務局の方に意見等提出していただけるといいかと思ひます。よろしくお願ひいたします。では、それについては、また事務局の方から後日文書等でお知らせをさせていただくということでもよろしいでしょうか。では、本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。時間的には少しだけ早かったんですけど、特にみなさんこれ以上意見がないようでしたら、本日はこれで閉会にしたいと思ひます。いろいろなご意見をいただきまして、円滑な議事進行にご協利いただきありがとうございます。それでは、事務局の方にお返しします。

(俵GL)

ありがとうございます。次回の開催は先ほどご説明いたしましたとおり国のうごきであるとか、予算の動きであるとかみながら調整させていただきこととなりますので日時場所につきましては、改めてお知らせいたします。それでは、閉会にあたり一言お礼申し上げます。

(渡邊調整監)

失礼いたします。委員の皆様には長時間にわたり貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。先程は石倉部会長さんの方から貴重なご提案をいただきました。事務局の案を皆様にお示しするのではなくて、この中の委員さんの中から調整をしながらすりあわせをしながら、そういったものをお示しするというご提案を頂戴したところでございます。児玉委員様、石原委員様、石倉部会長様お忙しいなか、ご協利いただきますよう改めてお願ひ申し上げます。よろしくお願ひします。本当に貴重な意見を頂戴いたしました。様々な機関で、様々なことが行われているということも改めて認識をさせていただいたところでございます。やはり、そういった情報提供というのも大事なことで、おそ

らく市町村の福祉事務所の母子自立支援員さんはそういった情報を全て一覧表になさりお持ちではないかと思えますけれども、それを広く皆様にお知らせするというのも重要なことではないかなと、ただ単に事業の名前だけ書いてあって、これ何の事業だろうということではいけませんので、こういった事業ですよとわかりやすくしたハンドブックなり、そういったものも作る必要があるのではないか、おそらく作ってあるのではなかろうか、私が知らないだけかもしれませんが、そういった情報提供をしっかりとっていくということも必要ではないかと思ったところでございます。本当に長時間にわたりまして貴重なご意見を頂戴いたしました。今後ともまた引き続きご支援いただきたいと思いますので、よろしく申し上げて、簡単ではございますがお礼の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。